

## 陸前高田市営建設工事に係る現場代理人の兼務に関する取扱いについて

(令和6年3月27日市長決裁)

現場代理人について、陸前高田市営建設工事請負契約書別記（以下「契約書別記」という。）において工事現場に常駐することと規定しているが、常駐義務の緩和について、以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。

### 1 対象工事

- (1) 次に掲げる事項を全て満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。  
ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約している複数工事は、これらを1件として扱うものとする。  
ア 設計額（税込）が4,000万円（建築一式の場合8,000万円）未満の工事であること。  
イ 工事場所がいずれも陸前高田市、大船渡市及び住田町内であること。  
ウ 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること（国、市町村等の他発注機関が兼務を認めている工事との兼務も可能）。
- (2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項による密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

### 2 兼務の条件

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

### 3 手続き

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

### 4 施行時期

令和6年4月1日以降に公告等を行う工事に適用する。

ただし、契約済の工事であっても、施行時期以降において、1の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については適用できるものとする。

## 現場代理人の兼務に係る特記仕様書

### 1 趣旨

本工事は、陸前高田市営建設工事に係る現場代理人の兼務に関する取扱いについて（令和6年3月27日付け市長決裁。以下「兼務に関する取扱い」という。）に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、陸前高田市営建設工事請負契約書別記に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。

### 2 兼務できる工事

- (1) 兼務に関する取扱い1に規定する工事について、本工事を含む2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。
- (2) 工事場所がいずれも陸前高田市、大船渡市及び住田町内であること。

### 3 兼務の条件

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

### 4 手続き

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

年 月 日

## 現場代理人の兼務届

発注者

陸前高田市長

様

受注者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり 2 件の工事について現場代理人を兼務させたいので、届出します。

記

### 1 現在従事している工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

### 2 今後従事させたい工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

注1：上記1と2それぞれの発注者あて提出すること。

注2：兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付すること。

注3：各工事の連絡員は複数名でも構わないこと。